

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー(環境12号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクストジャパン(株) 近畿支社	4,129,961	令和8年1月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	大阪市立斎場電動棺運搬車修繕	19:産業用機器	(株) 宮本工業所	12,100,000	令和8年1月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
3	内臓処理機器1ほか9点 買入	19:産業用機器	花木工業(株) 大阪支店	66,550,000	令和8年1月23日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
4	と畜解体用機器1ほか8点 買入	19:産業用機器	花木工業(株) 大阪支店	27,940,000	令和8年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	消防艇「まいしま」修繕	39:船舶・航空機・鉄道	ツネイシクラフト&ファシリティーズ(株)	11,000,000	令和8年1月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	
6	令和7年度 舞洲スラッジセンター複合ボイラ薬剤買入	30:工業薬品	(株) ヒラカワ	3,740,000	令和8年2月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境 12 号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクストジャパン株式会社 近畿支社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

今般、東南方面資源ごみ中継地で使用している資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境 12 号）において、ミッション系統に不具合が発生した。

当該ショベルローダーは、三菱オートリース株式会社との契約で借り入れているものであり、同社は保守事業者として、ロジスネクストジャパン株式会社を指定している。

今回のミッション系統の不具合にかかる修繕は、上記借入契約に含まれる保守内容（月例定期点検、定期自主検査及び油脂類の交換）の対象外となっていることから、別途、契約する必要はある。

同社は保守事業者であるロジスネクストジャパン株式会社による修繕を指定しており、貸し出した車両にかかるいかなる修繕についても、修繕後の使用時に生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがあることから、指定した保守事業者以外に修繕を行わせることはない。

このため、当該保守事業者との間で特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G31）

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立斎場電動棺運搬車修繕

2 契約の相手方

株式会社宮本工業所

3 随意契約理由

本修繕は、北斎場及び鶴見斎場において使用している既存の電動棺運搬車（以下、「既存運搬車」という。）について、モーターやスイッチ等の部品に不具合が発生していることから、当該部品の取替え等の分解修繕を実施するものである。

既存運搬車は、株式会社宮本工業所（以下、「宮本工業所」という。）が独自の技術で設計・製作したものであり、各部品についても宮本工業所のみが製造しており、他の業者では取り扱いができないうえ、他社製の部品や他業者による修繕を行った場合、宮本工業所による保証が受けられなくなる。

したがって、既存運搬車の分解修繕については、宮本工業所のみが一貫した責任体制の下で部品供給から修繕・保証まで対応できる唯一の業者である。

上記の理由により、宮本工業所と特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G31）

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（斎場霊園） （電話番号 06-6630-3137）

随意契約理由書

1 案件名称

内臓処理機器 1 ほか 9 点 買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

今回買入を行う内臓処理設備機器は、牛・豚の各内臓部位を商品化するための設備である。

現在設置している内臓処理設備機器は、花木工業株式会社が独自に設計・製作し、各処理工程や部位の特性に応じて必要な機器が配置された食肉加工処理プラント設備（以下「既設プラント設備」という。）の一部分である。

そのため、内臓処理設備機器は、各機器が一体となった構成の既設プラント設備との適合性が極めて重要であり、各装置の役割・構造・動作など製作者しか知りえない知識や技術によって製作されなければ、既存プラント設備と適合せず、他者製作のもので代替した場合には動作不良等の不具合の責任の所在も不明瞭なものとなる。

また、花木工業株式会社が製作した内臓処理設備機器は、同社以外取り扱っていない。

上記により、花木工業株式会社大阪支店と随意契約を行う。

なお、新施設稼働時には、新施設に設置されている花木工業株式会社製の製品と互換性を有する予備品として活用することを予定している。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号(W 2)

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

と畜解体用機器1ほか8点 買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

今回買入を行うと畜解体用機器は、牛・豚をと畜解体するための設備である。

現在設置していると畜解体用機器は、米国ジャービス社が独自に設計・製作し、各処理工程や部位の特性に応じて必要な機器が配置された食肉加工処理プラント設備（以下「既設プラント設備」という。）の一部分である。

そのため、と畜解体用機器は、各機器が一体となった構成の既設プラント設備との適合性が極めて重要であり、各装置の役割・構造・動作など製作者しか知りえない知識や技術によって製作されなければ、既存プラント設備と適合せず、他者製作のもので代替した場合には動作不良等の不具合の責任の所在も不明瞭なものとなる。

また、花木工業株式会社は、米国ジャービス社が製作したと畜解体用機器の関西地区総販売店であり、同社以外取り扱っていない。

上記により、花木工業株式会社大阪支店と随意契約を行う。

なお、新施設稼働時には、新施設に設置されている米国ジャービス社の製品と互換性を有する予備品として活用することを予定している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G30)

5 担当部署

大阪中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

消防艇「まいしま」修繕

2 契約の相手方

ツネイシクラフト&ファシリティーズ株式会社

3 随意契約理由

今回修繕対象となる消防艇「まいしま」は、令和5年10月11日付「消防艇（総トン数128トン）製造」（大契甲第8079号）契約（以下、「製造契約」という）により製造された消防艇である。

当局では、災害発生時に活動する消防艇を4隻保有しているが、大阪湾における海上災害（船舶火災、流出油災害、海難事故等）、陸上災害（湾岸に林立する石油貯蔵施設等）及び大規模災害時における各種災害対応物資の輸送や防災活動拠点としての活動の全てに対応可能である消防艇は「まいしま」のみである。

消防艇は、災害時に迅速かつ確実な対応が求められるため、常に良好な状態を保つ必要がある。よって、当局では、船体や主機関等の定期的な修繕を1年に1度実施することを取り決めており、今回修繕を行うものである。

なお、当該消防艇は、製造契約時に仕様書第1章第8条第2項（2）において「第7平水区域内で上架のうえ、両者において確認するものとする。」と定められており、令和8年2月初旬から契約相手方である上記業者の工場にて実施する予定である。

今回修繕は、上記確認作業と内容が重複する部分が多く、契約相手方が一体的に不良箇所の修繕を行うことで、履行期間の短縮及び経費の節減が見込まれる。仮に別契約とした場合、入出渠や再据付に係る追加費用が必要となり、運航の停止期間も長くなり、消防活動に支障をきたす。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号【G28】

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター複合ボイラ薬剤買入

2 契約の相手方

株式会社ヒラカワ

3 随意契約理由

本薬剤は、ボイラユニット運転時及び整備管理時のボイラ水の水質管理を行う上で必要なものである。

既設のボイラユニットは株式会社ヒラカワ製であり、薬剤を希釈せずに原液注入する設定がされており、本薬剤の特性に合わせて注入量等のコントロールをしているため、上記業者製以外の他の薬剤を使用することはできない。

薬剤についてはボイラ設置先のみ直接販売を行っており、代理店等他社での販売は行っていない。

よって本製品購入は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、株式会社ヒラカワと随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号 (G30)

5 担当部署

北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号 06-6460-2830）

6 参考

株式会社ヒラカワから令和7年4月1日付直販証明書あり。

有効期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで